基発 1228 第5号
平成23年12月28日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 契 印 省 略 ）

労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用について

標記については、昨年実施された労働基準監督業務に係る省内事業仕分けにおいて、「事務・事業の改革」の項目の１つとして、「厚生労働省ＨＰで法令違反事業場の情報をメールで受付」することとした改革案を示し、了承されたところである。

これを受け、厚生労働省ホームページにおいて労働基準関係情報メール窓口（以下「メール窓口」という。）を平成23年11月１日から開設し、試行的に運用してきたところであるが、メールを直接各局に送信するなど手続を一部変更した上で、下記のとおり本格的な運用を行うこととしたので、適切な運用に遺憾なきを期されたい。

記

１　メール窓口開設の趣旨

メール窓口は、労働基準監督機関が、労働基準関係法令に違反していると考えられる事業場の情報を把握するための新たな手法として開設するものであること。

２　メール窓口の本格運用開始日

平成24年１月４日とする。

３　情報メールの処理

労働者等の情報提供者から当該メール窓口に寄せられたメール（以下「情報メール」という。）の処理については、以下のとおりとすること。

⑴　厚生労働省ホームページ上にある別添「労働基準関係情報メール窓口」の画面で入力された情報は、メールにより「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）労働基準部監督課に送信される。

⑵　情報メールを受信した管轄局は、「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に、当該情報メールについて情報提供する。

⑶　情報提供を受けた管轄署は、当該情報メールの情報について、監督指導業務等

に適切に活用する。

別添

「労働基準関係情報メール窓口」 送信フォーム

内容記入に当たっての留意点

1．文字化けを防ぐために、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
2．最大文字数は2000文字です。
3．必須を付した欄については、必ずご入力のうえ、内容確認ボタンをクリックしてください。
4．セキュリティの問題等からファイルの添付はできません。

会社(支店・工場等)名　必須	
会社(支店・工場等)所在地 (番地、ビル名称等まで詳細に記載してください。)　必須	都道府県: ▼
会社(支店・工場等)電話番号	
会社とあなたとの関係　必須	○現在働いている ○以前働いていた ○現在家族・知人が働いている ○以前家族・知人が働いていた ○その他
会社で働いている(た)方の雇用形態　必須 (複数選択可)	□管理職以外の正社員 □管理職 □パート・アルバイト □期間契約社員 □派遣社員 □その他
情報提供事項　必須 (複数選択可)	□長時間労働・過重労働 □変形労働時間等の労働時間制度 □賃金不払残業(サービス残業) □その他の賃金不払 □最低賃金 □休日 □休憩 □年次有給休暇 □労働条件の明示 □就業規則 □解雇 □健康診断 □その他
情報提供内容　必須	※最大2000文字以内でお願いいたします。

内容確認　もう一度初めに戻る

注1　受け付けた情報に関する照会や相談に応じることはできませんので、予めご承知おきください。
注2　個別の事案についてご相談になりたい場合は、最寄りの労働基準監督署(労働基準監督署をお探しの方はこちらへどうぞ。)にお願いいたします。

厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.